

巨大地震による家屋の倒壊から命を守るために

木造住宅の耐震診断をしましょう

問合せ 建築課建築係

市では、昭和56年5月31日以前に着工された現に居住している木造住宅に対し、無料耐震診断を行っています。平成26年度の募集件数は約110件（先着順）です。

耐震診断の結果により、対策する工事に対し補助が受けられます。



段階的耐震改修補助

耐震改修工事を段階的に行う工事に対する補助で、1段階目、2段階目の工事でそれぞれに補助が受けられます。

補助対象（申請は着手日以前に必要）

① 1段階目耐震改修工事 市の診断結果により「倒壊する可能性が極めて高い」（判定値0.4以下）と判断された木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）となる補強計画に基づき、その一部を工事することにより「倒壊する可能性がある」（判定値0.7以上1.0未満）とする耐震改修工事

② 2段階目耐震改修工事 1段階目の耐震改修工事において補助金を受けた木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）とする耐震改修工事

募集件数 ① 3件（先着順）② 1件（先着順）

補助額 ①耐震改修工事費の3分の2（上限60万円、設計費10万円を含む）②耐震改修工事費の3分の2（上限40万円、監理費10万円を含む）

申込み 所定の申請書を建築課建築係

耐震シェルター整備費補助

地震発生時において高齢者などの避難弱者に対し、耐震性の高いスペースを確保するような耐震シェルターを設置する工事に補助が受けられます。

補助対象（申請は着手日以前に必要）

市の診断結果により「倒壊する可能性が極めて高い」（判定値0.4以下）と判断された高齢者などの避難弱者が居住する住宅で、耐震シェルターを整備する工事

募集件数 3件（先着順）

補助額 耐震シェルターの購入、運搬、整備および床の補強工事に要する費用（上限30万円）

申込み 所定の申請書を建築課建築係

耐震改修補助

次のいずれかに該当する工事へ補助します。

補助対象（申請は着手日以前に必要）

①市の診断結果により「倒壊する可能性が高い」（判定値0.7未満）と判断された木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）とする工事

②市の診断結果により「倒壊する可能性がある」（判定値0.7以上から1.0未満）と判断された木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）とし、合わせて判定値を0.3以上加算となる耐震改修工事

募集件数 15件（先着順）

補助額 耐震改修工事費の3分の2（上限100万円、設計費10万円を含む）

申込み 所定の申請書を建築課建築係

建替補助

補助対象（申請は着手日以前に必要）

市の診断結果により「倒壊する可能性がある」（判定値1.0未満）と判断された木造住宅で新築する住宅の床面積が50㎡以上であり、かつ取壊しする住宅の床面積が30㎡以上であり、現に居住していること
※補助は予算の範囲内で先着順です。

補助額 建替工事に要した経費の3分の2（上限70万円、設計費10万円を含む）

申込み 所定の申請書を建築課管理係

取壊補助

補助対象（申請は着手日以前に必要）

市の診断結果により「倒壊する可能性が高い」（判定値0.7未満）と判断され、市地域防災計画で指定されている「緊急輸送道路」および「指定避難所までの輸送道路」から住宅の軒高以内の距離に建つ木造住宅で床面積が30㎡以上であり、現に居住していること
※補助は予算の範囲内で先着順です。

補助額 取壊工事に要した経費の3分の2（上限20万円）

申込み 所定の申請書を建築課管理係

ご注意ください

各制度の補助を受けるためには、工事の着手前に申請書を提出する必要があります。着手後の補助は受けられません。